

(別添3)

○ 精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院の指定について (平成8年3月21日健医発第325号厚生省保健医療局長通知) 【新旧対照表】
(変更点は下線部)

改正後	現 行
<p>一部改正 健医発第325号 平成8年3月21日 障発第157号 平成13年3月1日 一部改正 障発第0201002号 平成18年2月1日 一部改正 障発第1222003号 平成18年12月22日 一部改正 障発0228第2号 平成23年2月28日 一部改正 障発0311第6号 平成26年3月11日</p>	<p>一部改正 健医発第325号 平成8年3月21日 障発第157号 平成13年3月1日 一部改正 障発第0201002号 平成18年2月1日 一部改正 障発第1222003号 平成18年12月22日 一部改正 障発0228第2号 平成23年2月28日</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生省保健医療局長</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生省保健医療局長</p>
<p>精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院の指定について (略)</p>	<p>精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院の指定について (略)</p>
<p>記</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 基準の特例 指定基準の特例として、地域(おおむね二次医療圏)において指定基準の各号の全てに適合する複数の精神科病院が無い場合にあつては、措置入院者に対する医療及び保護のために特に指定する必要がある精神科病院については、第1号の基準を適用しないことができる。 これは、二次医療圏を単位とした地域において、基準の本則に適合する指定病院の数と国立又は都道府県立の精神科病院の数との合計が、2病院に満たない場合に、その数が2病院になるまで基準の第1号を満たさない精神科病院の中から指定を行えることとしたものであること。</p>	<p>記</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 基準の特例 指定基準の特例として、地域(おおむね二次医療圏)において措置入院者に対する医療及び保護のために特に指定する必要がある場合については、次のいずれかの要件に該当すると認めるときに限り指定を行えるものであること。 また、この場合においても、医療法の人員配置基準を満たしていない病院の指定は特に慎重に行うこととし、やむを得ず指定した場合には、指定の期限の間に指定基準を遵守できるよう改善すること。</p>

また、この場合においても、医療法の人員配置基準を満たしていない病院の指定は特に慎重に行うこととし、やむを得ず指定した場合においては、指定の期限の間に基準を遵守できるよう改善を指導すること。

7～8 (略)

(1)二次医療圏を単位とした地域において、指定基準の各号の全てに適合する複数の精神科病院が無く、本則に適合する指定病院の数及び6(2)の要件を満たす精神科病院の数と国立又は都道府県立の精神科病院の数との合計が、2病院に満たない場合に、その数が2病院になるまで、第1号を満たさない精神科病院又は直近3年間において新規又は継続の措置入院者を受け入れていない精神科病院の中から指定を行えること。

(2)地域における措置入院者の発生状況に鑑み、措置入院者の受入体制の維持に必要な場合や、専門的な医療提供の観点から確保が必要な場合に、指定基準の第1号3を満たさない精神科病院（平成23年2月28日において現に指定病院の指定を受けており、直近3年間において新規又は継続の措置入院者を受け入れている精神科病院に限る。）の中から指定を行えること。

なお、この場合においても、指定基準の第1号3を遵守できるよう改善を指導することとし、平成23年3月31日に行う更新の次の更新時期までに改善すること。

7～8 (略)